

鳥取県令和8年1月地震等 災害企業復旧応援補助金

【募集要領】

募集期間について 令和8年1月16日（金）～同年6月30日（火）
申請先について 本事業については、電子申請又は郵送（持参）により以下に申請してください。 (電子申請の場合) 鳥取県商工労働部企業支援課 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19630 (郵送（持参）の場合) 鳥取県商工労働部企業支援課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 観光商工担当 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 鳥取県西部総合事務所県民福祉局 西部観光商工課 商工労働担当 〒683-0054 米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局 地域振興課 地域振興担当 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1
その他の注意事項 ・本事業の募集は予算の範囲内で行います。予算を超えた場合、募集を終了しますので予めご承知ください。 ・また、本事業に係る補助金は、審査の上で交付決定されます。交付申請した事業計画について必ずしも補助金が交付されるわけではありませんので、重ねてご承知ください。

令和8年1月
鳥取県商工労働部企業支援課

1 事業の目的・概要

本補助金は、令和8年1月に発生した島根県東部を震源とする地震（以下「令和8年1月地震等」という。）による県経済への悪影響が生じないよう、被災した県内中小事業者等が行う設備等の復旧、生産性向上、災害防護等の取組を支援することを目的としています。

2 補助対象者

本補助金の対象者は、以下の要件を全て満たす者です。

- (1) 令和8年1月地震等により施設又は設備の被害を受けた者であること
- (2) 鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者及び本補助金の目的により商工労働部長が別に認める者であること
- (3) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 補助金の交付申請日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - オ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 公序良俗に反する事業を行う者
 - (イ) その他本補助金を交付することが適切でないと認められる者

3 補助対象事業の概要

(1) 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、令和8年1月地震等で被害のあった施設及び設備の復旧、復旧に併せた生産性向上又は災害防護対策に資する取組です。

※生産性向上とは、被災した施設及び設備の機能の回復に加え、生産能力や環境が従前より向上することをいいます。

※災害防護対策とは、被災した施設及び設備の機能の回復に加えて行う、災害から防護するための措置をいいます。

(2) 事業期間

令和8年1月6日（火）（地震発生日）から令和8年12月31日（木）まで

(3) 補助金額

ア 補助率 2／3

イ 補助金上限額 2,000千円

(4) 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。令和8年1月6日より前に発注、購入、契約等を実施したものは原則補助対象となりませんのでご注意ください。

区分	内容
施設費	ア 施設（建物、構築物等）の修繕・改修に係る費用 イ 施設の修繕・改修に伴い、必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等）
設備費	ア 設備（機械装置、工具器具、備品等）の修繕・改修に係る費用 イ 施設の修繕・改修に伴い、必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等） ウ 被災設備と同等以上の機能を有する設備の導入（買い替え）に係る費用

※施設とは、事務所、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場又は原材料置場等、事業の実施に必要不可欠と認められる施設をいう。

※設備とは、補助対象者の事業活動の実施に必要不可欠と認められる設備（ただし、汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）、貸出しの用途に供するものは除く。）をいう。

(4) その他

本補助金の交付申請は、補助対象者につき1回を限度です。

■補助事業に関する注意事項

- ・消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。（値引に当たる振込手数料相当額も同様です。）
- ・他の取引との相殺払による支払、事業期間内に完了しない手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）、暗号資産・クーポン・ポイント・金券・商品券等による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないでください。
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。なお、委託費・工事費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託・発注する必要がある場合は、事前に鳥取県に協議し承認を得る必要があります。鳥取県の承認を得ないで県外事業者へ委託・発注した場合は、補助対象経費として認められません。
- ・補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、補助金交付要綱をご確認ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・補助対象経費について、本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

4 補助事業の流れ

県内事業者等

①交付申請 ↓ ↑交付決定 ②事業実施 ③実績報告 ↓ ↑額の確定 ④補助金交付

令和8年6月末までに申請してください。

原則として、交付申請を受けた日から20日以内に交付決定します。

事業期間は最長で令和8年12月末までです。
※事業計画に変更が生じた場合、変更手続きが必要な場合があります。

事業完了から10日以内に報告してください。

報告内容を確認し適宜、補助金額の確定を行い通知します。

指定された振込口座に補助金をお支払いします。

鳥取県

5 申請手続き

(1) 募集期間

令和8年1月16日（金）～同年6月30日（火）

(2) 申請先

本事業については、電子申請又は郵送（持参）により以下に申請してください。

（電子申請の場合）

鳥取県商工労働部企業支援課

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19630

（郵送（持参）の場合）

鳥取県商工労働部企業支援課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 観光商工担当

〒682-0802 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 西部観光商工課 商工労働担当

〒683-0054 米子市糀町1丁目160

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局 地域振興課 地域振興担当

〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

(3) 問合せ先

本事業に関する質問は以下にご連絡ください。

鳥取県商工労働部企業支援課 電話 0857-26-7243

電子メール kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

※「島根県東部を震源とする地震に係る中小企業特別相談窓口」においても対応します。

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 中部振興課 観光商工担当

電話 0858-23-3985・3986

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 西部観光商工課 商工労働担当

電話 0859-31-9372・9635

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局 地域振興課 地域振興担当

電話 0859-72-2085

(4) 申請書類等

申請書類は以下からダウンロード等することができます。

なお、申請書の作成等に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

申請様式	県企業支援課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyou-shien/) から入手してください。
応募に 必要な 書類	<p><u>各1部</u></p> <p>ア 補助金交付申請書</p> <p>イ 補助事業実施（変更）計画（変更計画・実績報告）書（様式第1号）</p> <p>ウ 補助事業（変更）収支予算（決算）書（様式第2号）</p> <p><u><添付書類></u></p> <p>エ 営んでいる事業活動の概要が分かるもの（パンフレット等で可。）</p> <p>オ 直近1期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。）</p> <p>カ 被災の状況を示す資料（令和8年1月地震等によって被害を受けたことが確認できる施設設備の写真、被害を受けたことが客観的にわかる書類等）</p> <p>キ 補助対象経費の積算根拠となる計画資料、見積書、カタログ、図面の写し等</p> <p>ク 委託費及び工事費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」</p>